

建築士法に基づく島根県指定登録機関指定基準

平成23年12月27日
建 第 1144 号

(趣旨)

第1 この基準は、建築士法に基づく島根県指定登録機関指定要綱第3条第2項の規定に基づき、建築士法(昭和25年法律202号。以下「法」という。)第10条の20第3項の規定により読み替えて準用する法第10条の5第1項各号の「指定の基準」の運用について定める。

(二級建築士等登録事務の実施に関する計画)

第2 次の各号に適合する場合において、法第10条の20第3項の規定により読み替えて準用する法第10条の5第1項第1号に規定される「二級建築士及び木造建築士(以下「二級建築士等」という。)等登録事務の実施に関する計画が、二級建築士等登録事務の適正かつ確実な実施のために適切なもの」とみなす。

- 一 二級建築士等登録事務を行う事務所は島根県内にあること。
- 二 二級建築士等登録事務を行うことができるよう事業計画、収支予算及び登録事務規定に基づき、事務を適切かつ継続的に実施する運営体制を有すること。
- 三 個人情報の安全管理を厳格に行い、個人情報の盗難、紛失、機器・媒体等の外部持ち出し等がないよう必要な措置を講じることができるものであること。

(経理的な基礎)

第3 次の各号の適合する場合において、法第10条の20第3項の規定により読み替えて準用する法第10条の5第1項第2号に規定される「二級建築士等登録事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的な基礎を有するもの」とみなす。

- 一 指定登録機関の指定を受ける者は、指定申請を行う日の属する事業年度の前事業年度において当期収支差額が均衡又は黒字であり、かつ、債務超過でないこと。なお、この場合の当期収支差額の金額の計算は、一般会計及び特別会計の合計値における、当期収入－{当期支出－(特定資産取得費+特定預金支出費等)}とする。
- 二 二級建築士等登録事務の実施に関する収入の用途について誤認させるおそれのある行為がないこと。

(技術的な基礎)

第4 次の各号の適合する場合において、法第10条の20第3項の規定により読み替えて準用する法第10条の5第1項第2号に規定される「二級建築士等登録事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な技術的な基礎を有するもの」とみなす。

- 一 法及び関係法令を熟知していること。
- 二 建築士の品位の保持及びその業務の進歩改善に資する活動の実績を有すること。

(二級建築士等登録等事務の公正な実施)

第5 二級建築士等登録事務の実施体制が確保されている場合において、法第10条の20第3項の規定により読み替えて準用する法第10条の5第1項第3号に規定される「二級建築士等登録事務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないもの」とみなす。